

※この欄は記入しないこと

令和 年 月 日

建設業労働災害防止協会山形県支部長 殿

資格確認	受付・資格確認

一般建築物石綿建材調査者講習 受講申込書（兼受講票）

写真 全面のりづけ (タテ4cm×ヨコ3cm) 直近3カ月以内の写真 正面、無背景、無帽	フリガナ	旧姓・通称の併記希望有無		有 / 無
	氏名	フリガナ	併記を希望する 氏名又は通称	
		生年月日	昭和・平成 年 月 日 (歳)	
住所	(〒 -) 自宅電話 () - 携帯 () - FAX () -			
最終学歴	※注 受講資格区分(2)(3)(4)(5)に該当する人は記入し、卒業証書(写)等を必ず添付すること。			
受講区分 経験年数	区分	年 月より 年 月まで (年 ヶ月)		
	※注 別紙受講区分確認	※注 受講資格区分(2)～(11)にある経験年数を記載します。(7)に該当する人は修了証(写)を必ず添付。 ※注 受講資格区分(1)は経験年数記入なし。石綿作業主任者技能講習修了証(写)を必ず添付。		
所属 事業場	事業場名又は行政機関名		建災防山形県支部 (いずれか○印)	
	所在地(〒 -)	電話 () -	FAX () -	一般 会員
事業主 証明	上記の経験年数が相違ないことを証明します 令和 年 月 日 事業場名又は行政機関名 代表者役職・氏名 印 ※一人親方の場合は、所属組合長又は元請け事業所の代表者名での証明とします。			
受講料納入	受講金額 (該当○)	全科目	40,630円 (一般 テキスト代込み)	一部免除
			36,000円 (会員)	35,630円 (一般 テキスト代込み)
			31,000円 (会員)	振込 予定日 月 日 振込 依頼人名
	○受講取消しによる受講料等の返金は、学科講習日の3日前(土、日、祝日を除く)まで連絡して下さい。それ以降は応じられません。 ○先に申込書と現金を持参か、申込書を郵送後、振込予定日に入金をお願い致します。			
その他	○記入していただいた氏名、生年月日等は、この講習の事業以外は一切使用致しません。			
※修了証明書 交付年月日	令和	※修了証明書 番号	第	号

【注意】
申込書は事前に提出願います。「入金確認後受講票をお送り致します。」のいずれかを持参して下さい。
身分証を忘れると、本人確認のため、「運転免許証・健康保険証・住民票」のいずれかを持参して下さい。

※一般建築物石綿建材調査者講習 受講票

※受講番号	第 号	※コース	全科目受講 (2月8日 8時30分まで集合)
			石綿作業主任者取得者 (2月8日 9時45分まで集合)
日 程		会 場	
令和4年	2月8日 8:50 ~ 17:15	「建設業技能安全センター・セーフティプラザ山形」 寒河江市大字白岩字久保川原1660 TEL:0237-83-2211 FAX:0237-83-2212	
	2月9日 9:00 ~ 16:30		

○受講者はコースを確認し、指定の時間まで遅れずに会場に集合し受付すること。

【講習受講区分】

講習を受講することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習を修了した者
- (2) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者
- (3) 学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。（4）において同じ。）、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者
- (4) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者（(3)に該当する者を除く。）
- (5) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務の経験を有する者
- (6) 建築に関して11年以上の実務の経験を有する者
- (7) 労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成17年法律第108号）による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務の経験を有する者
- (8) 建築行政に関して2年以上の実務の経験を有する者
- (9) 環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関して2年以上の実務の経験を有する者
- (10) 労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者
- (11) 労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者
- (12) (2) から (11) までのいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有する者